

くらしのこと

●母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付けを行っています。

令和3年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

| 資金の種類 | 貸付対象等 | 貸付限度額 | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利率 | |
|--------|--|--|---|--|--|---|-----|
| 修学資金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 児童(子)の修学のために必要な資金 | 修学資金貸付額(参考・月額)一覧表(4ページ)の1.5倍 | 就学期間中 | 当該学校卒業後6か月 | 10年以内 専修学校(一般課程) 5年以内 | 無利子 |
| 就学支度資金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 児童(子)の就学、修業のために必要な資金 | 就学支度資金貸付限度額一覧表(4ページ)のとおり | | 当該学校卒業後6か月 | 就学 10年以内 修業 5年以内 | 無利子 |
| 修業資金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童、寡婦が扶養する子 | 児童(子)が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金 | 月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円 | 知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内 | 知識技能習得後1年 | 20年以内 | 無利子 |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 母・父・寡婦が事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するために必要な資金 | 月額 68,000円 特別(自動車運転免許習得の場合) 460,000円 特別(12か月分を合わせて貸付) 816,000円 | 知識技能を習得する期間中 5年をこえない範囲内 | 知識技能習得後1年 | 20年以内 特別(免許) 10年以内 | 無利子 |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童、寡婦 | 母・父・寡婦又は児童が就職するために必要な資金 | 特別(通勤用自動車購入の場合) 100,000円 330,000円 (うち230,000円を自動車購入に充当) | | 1年 | 3年以内 | 無利子 |
| 事業開始資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体 | 新たに事業を開始するために必要な資金 | 3,030,000円 団体 4,560,000円 | | 1年 | 5年以内 | 無利子 |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体 | 現在営んでいる事業を継続するために必要な資金 | 1,520,000円 | | 6か月 | 5年以内 | 無利子 |
| 医療介護資金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦 | 医療又は介護(期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 | 医療分 340,000円 特別(所得税非課税世帯等の場合) 480,000円 介護分 500,000円 | | 医療又は介護終了後6か月 | 5年以内 | 無利子 |
| 生活資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 | 一般 月額 105,000円 技能 月額 141,000円 (注) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 親が生計中心者でない、現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額70,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 | ・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内 | 知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月 | 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内 | 無利子 |
| 住宅資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 母又は父又は寡婦が現に居住する住宅の補修・改築、建設・購入等のために必要な資金 | 1,500,000円 特別(老朽等による増改築の場合等) 2,000,000円 | | 6か月 | 6年以内 特別 7年以内 | 無利子 |
| 転宅資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 住居の移転に際し必要な資金 | 260,000円 | | 6か月 | 3年以内 | 無利子 |
| 結婚資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 児童(子)の婚姻に際し必要な資金 | 300,000円 | | 6か月 | 5年以内 | 無利子 |

▽貸付を受けられる方▽

- 母子福祉資金
- 父子福祉資金
- 寡婦福祉資金

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父
 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方
 (扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方)
 ※修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養する児童(子)、寡婦が扶養する子ども貸付を受けられます。
 (就職支度資金については、子は対象から除く)

▽受付窓口▽

市にあっては福祉事務所、町村にあっては町村役場へ

- ご利用については、福祉事務所等の母子・父子自立支援員とよくご相談ください。(9ページ)
- 貸付金の種類、限度額などは3ページ、4ページのとおります。

令和3年度修学資金貸付額(月額・参考)一覧表

単位:円

| 学校等種別 | | 学年別 | | | | | |
|--------------------|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | |
| 高等学校 専修学校(高等課程) | 国公立 | 自宅通学 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | | |
| | | 自宅外通学 | 23,000 | 23,000 | 23,000 | | |
| | 私立 | 自宅通学 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | | |
| | | 自宅外通学 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | | |
| 高等専門学校 | 国公立 | 自宅通学 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 45,000 | 45,000 |
| | | 自宅外通学 | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 51,000 | 51,000 |
| | 私立 | 自宅通学 | 32,000 | 32,000 | 32,000 | 65,600 | 65,600 |
| | | 自宅外通学 | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 76,600 | 76,600 |
| 専修学校(専門課程) | 国公立 | 自宅通学 | 45,000 | 45,000 | | | |
| | | 自宅外通学 | 52,000 | 52,000 | | | |
| | 私立 | 自宅通学 | 59,300 | 59,300 | | | |
| | | 自宅外通学 | 84,300 | 84,300 | | | |
| 短期大学 | 国公立 | 自宅通学 | 45,000 | 45,000 | | | |
| | | 自宅外通学 | 64,300 | 64,300 | | | |
| | 私立 | 自宅通学 | 62,300 | 62,300 | | | |
| | | 自宅外通学 | 87,300 | 87,300 | | | |
| 大学 | 国公立 | 自宅通学 | 47,300 | 47,300 | 47,300 | 47,300 | |
| | | 自宅外通学 | 72,300 | 72,300 | 72,300 | 72,300 | |
| | 私立 | 自宅通学 | 72,300 | 72,300 | 72,300 | 72,300 | |
| | | 自宅外通学 | 97,300 | 97,300 | 97,300 | 97,300 | |
| 大学院 | 修士課程 | 88,000 | 88,000 | | | | |
| | 博士課程 | 122,000 | 122,000 | 122,000 | | | |
| 専修学校(一般課程) | | 34,000 | 34,000 | | | | |

令和3年度就学支度資金貸付限度額一覧表

| 学校種別 | 内容 | 限度額 | |
|--|------------|----------|----------|
| 小学校 | 小学校に入学する場合 | 64,300円 | |
| 中学校 | 中学校に入学する場合 | 81,000円 | |
| 高等学校 専修学校 (高等課程) | 自宅から通学する者 | 国公立 | 150,000円 |
| | | 私立 | 410,000円 |
| | 自宅外から通学する者 | 国公立 | 160,000円 |
| | | 私立 | 420,000円 |
| 専修学校 (一般課程) | 自宅から通学する者 | 150,000円 | |
| | 自宅外から通学する者 | 160,000円 | |
| 入学 短期大学 専修学校 (専門課程) 高等専門学校 | 自宅から通学する者 | 国公立 | 410,000円 |
| | | 私立 | 580,000円 |
| | 自宅外から通学する者 | 国公立 | 420,000円 |
| | | 私立 | 590,000円 |
| 大学院 | 国公立 | 380,000円 | |
| | 私立 | 590,000円 | |
| 修業施設 | 自宅から通所する | 中学校卒業生 | 150,000円 |
| | | 高等学校卒業生 | 272,000円 |
| | 自宅外から通所する | 中学校卒業生 | 160,000円 |
| | | 高等学校卒業生 | 282,000円 |

- (注) 1 原則として、県内に在住し、かつ独立の生計を営む人で、確実な保証能力を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人に対しても償還開始後は年に一回償還状況のお知らせを送付するとともに、滞納があるときは直ちに償還等を求めます。
- 2 原則として県奨学金貸与制度などとの併用はできません。詳しくは各窓口でご相談ください。
- 3 修学資金に関する限度額の詳細は、各窓口でご確認ください。
- 4 年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。
- 5 年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した日までの日数を計算し、元金につき年3.0%の違約金が徴収されます。
- 6 母子・父子福祉団体への貸付は政令で定める事業を行う団体とします。
- 7 R2.4月～大学、短期大学、専修学校(専門課程)又は高等専門学校(4年次、5年次)に修学するための修学資金については、学生生活を送る上で必要な生活費等を貸付対象に加えることとなります。詳細は、各窓口でご確認ください。
- 8 修学する児童等を扶養する配偶者のない女子又は男子並びに寡婦に対する修学資金の貸付けについては、その者の前年所得が一定額を超える場合には、上記表と異なる限度額を適用します。
- 9 就学支度資金については、R2年4月から開始する高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)による入学金の減免を受けることができるときは、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を限度額とします。
- 10 修学資金の貸付けにより修学をする者が、新制度による授業料減免又は給付型奨学金(学資支給金)を受けるときは、所定の額から当該授業料減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を限度額とします。
- # 修学資金又は就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなったときは、既に交付を受けた貸付金のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額について、当該大学等修学支援を受けた日から6月以内に償還しなければなりません。

●生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルスの影響により、緊急かつ一時的に資金を必要とするとき必要な資金を無利子で借りることができます。

▽貸付を受けられる方▽ 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等により生活資金でお悩みの方

▽貸付限度額▽ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内 その他の場合10万円以内

▽相談窓口▽ (社福)徳島県社会福祉協議会
徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター3階 TEL(088)654-4461

▽申請窓口▽ 住所地の市区町村社会福祉協議会へ

♥母子世帯小口資金貸付金

母子世帯の方が、少額の資金を急いで必要とするとき必要な資金を無利子で借りることができます。

▽貸付を受けられる方▽ 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母

▽貸付限度額▽ 10,000円～50,000円

▽申請窓口▽ 住所地の母子会又は市役所、町村役場へ

●この制度は、地域によっては実施していないところがありますから、よく確かめて申請してください。
(令和3年4月現在 実施市町:徳島市、三好市、勝浦町)

♥♣ひとり親家庭子育て応援強化事業「とくしま夢みらい定期便」

県内にお住まいのひとり親家庭の皆さんを応援する農業協同組合(産直市)や県漁業協同組合連合会など食品調達事業者が厳選した「県産食品等」を、希望する「ひとり親家庭」に無償提供いたします。

▽対象となる方▽ 県内にお住まいの児童扶養手当を受給している世帯など

▽申込期限▽ 令和3年10月31日(日)まで(消印有効)

▽問い合わせ先▽ (公財)徳島県母子寡婦福祉連合会「とくしま夢みらい定期便」事務局
電話080-2010-3803(受付時間:平日8:30~17:15)